

市政情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号。以下「公開条例」という。）第18条及び第19条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、市民の市政への参加を推進し、市民主体の公正で開かれた市政の進展に寄与するため、市政に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 公開条例第2条第1号に掲げる実施機関をいう。
- (2) 情報の公表 実施機関が保有する情報を任意に市民の利用に供することをいう。

(情報の公表)

第3条 実施機関は、実施機関が保有する次に掲げる情報については、公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを市民に公表するよう努めるものとする。

- (1) 市の方針、指針及び計画並びにその策定及び実施過程に関する情報
- (2) 市及びその他の団体の活動結果に関する情報
- (3) 市域内の状況に関する情報
- (4) 市域内の利用可能なサービス及び制度に関する情報
- (5) 予算及び決算に関する情報
- (6) 重要な施設整備に関する情報
- (7) 市が行う試験に関する情報
- (8) 市議会の活動状況に関する情報
- (9) その他実施機関が必要と認める情報

(公表の方法)

第4条 情報の公表に当たっては、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) 市が発行する広報紙への掲載
- (2) 市政資料室における閲覧
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 前条各号に掲げる情報の公表は、情報の保有の都度、速やかに行うよう努めるものとする。

3 情報の公表に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

(他の制度との調整)

第5条 情報の公表について、法令、条例、規則、訓令、この要綱以外の要綱

等で別段の定めがある場合には、当該別段の定めによるものとする。

(市民への周知等)

第6条 市長は、この要綱の規定により市民に公表した情報について、一覧表を作成し、市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は施行日以後に発生した情報について適用する。

3 この要綱の施行日前に発生した情報についても、可能な限り、この要綱に準じて公表に努めるものとする。

附 則 (平成28年3月29日決裁27佐行第701号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日決裁佐行第919号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

公表情報一覧表

所管課等：

番号	該当条項												公表 開始日	公表の方法				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		広報紙	市政 資料室	印刷物 等	ホーム ページ	その他
計																		

備考

- 1 「該当条項」、「広報紙」、「市政資料室」、「印刷物等」及び「ホームページ」の各欄には、該当する欄に○印を記載すること。
- 2 「該当条項」欄の数字は、市政情報の公表に関する要綱第3条各号を示しているので、該当する欄に○印を記載すること。
- 3 公表の方法のうち、「その他」に該当する場合は、具体的に記載すること。（例 C A T Vでの放映、記者会見における情報提供等）
- 4 「該当条項」、「公表の方法」については、その合計を記載すること。